

国立大学法人大分大学教育学部門における附属学校園に係る教員選考規程

平成28年12月28日制定

平成28年規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号。以下「教育職員規程」という。）第3条第3項の規定により、同規程第2条第1項第2号に規定する教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校園」という。）の教育職員（以下「附属学校教員」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(採用)

第2条 附属学校教員は、原則として大分県との人事交流により採用する。ただし、学長が必要と認めるときは、公募により採用することができる。

2 前項後段に規定する公募に係る書類の様式は、別に定める。

(選考基準)

第3条 公募による附属学校教員の採用に必要な選考基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 採用に係る附属学校教員の校種の教育職員免許状（養護教諭にあっては養護教諭の免許状、栄養教諭にあっては栄養教諭の免許状）を有していること。

(2) 教育実践及び実践研究を遂行できる能力があること。

2 前項各号に定めるもののほか、採用の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

(選考委員会)

第4条 教育学部門長は、公募による附属学校教員の採用の必要が生じたときは、国立大学法人大分大学教育学部門人事会議（以下「人事会議」という。）の審議を経て、附属学校教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(構成)

第5条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 教育学部門長

(2) 教育学部附属学校園連携統括長（以下「連携統括長」という。）

(3) 採用に係る附属学校園の長

(4) 採用に係る附属学校園以外の校長又は園長のうちから1人

(5) 採用に係る附属学校教員（校長及び園長を除く。）のうちから1人

2 前項第4号及び第5号の委員は、教育学部門長が指名する。

(委員長)

第6条 選考委員会に委員長を置き、連携統括長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、教育学部門長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 選考委員会は、委員の3分の2の出席がなければ議事を開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席した委員の3分の2をもって決する。

(候補者の決定)

第8条 選考委員会は、公募による附属学校教員採用候補者（以下「候補者」という。）の教育能力及び研究能力について第3条に規定する選考基準に基づく審査を実施するとともに、次の各号に掲げる審査等を実施し、候補者を決定する。

(1) 書類審査

(2) 面接

(3) 模擬授業その他の選考委員会が必要と認める事項

2 選考委員会は、前項各号の審査等の結果を人事会議に報告する。

(推薦)

第9条 教育学部門長は、別に定める推薦書及び第2条第2項に規定する書類を添えて、候補者を学長に推薦する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育学部門における附属学校園に係る教員の選考に関し必要な事項は、教育学部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。